証券コード　6841
平成20年６月２日

株　主　各　位

東京都武蔵野市中町二丁目９番32号
横河電機株式会社
代表取締役社長　　海　堀　周　造

第132回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第132回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

［郵送による議決権行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成20年６月25日（水曜日）午後12時までに到着するようご返送ください。

［インターネット等による議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/または https://daiko.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成20年６月25日（水曜日）午後12時までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネット等による議決権行使に際しましては55、56頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

［重複行使の取扱い］

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成20年６月26日（木曜日）午前10時

２．場　　所　　東京都武蔵野市中町二丁目９番32号　本社　大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報告事項　１．第132期（自平成19年４月１日　至平成20年３月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第132期（自平成19年４月１日　至平成20年３月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　取締役９名選任の件

第３号議案　監査役４名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。議決権の代理行使につきましては、定款の定めにより、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られておりますので、ご了承ください。なお、代理人は１名に限らせていただくとともに、代理権を証明する書面を当社にご提出いただきますようお願いいたします。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yokogawa.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

〔自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日〕

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、主要事業である制御事業は、海外市場におけるエネルギー関連設備への活発な投資を背景に、前期と比較し増収・増益となりましたが、計測機器事業は、半導体テストシステム市場における投資抑制の影響を受け、減収・減益となりました。また、新事業その他では、事業立ち上げに伴う費用の増加により、増収・減益となりました。

この結果、売上高に関しましては、前期と比べ増収となりましたが、営業利益は投資を先行したことに伴う費用の増加により減益となりました。また、経常利益は、営業利益の減少に加えて、円高による為替差損の増加、たな卸資産処分損などの増加により、営業利益を上回る減益額となりました。なお、当期純利益の減益額が、経常利益と比較し少なくなっているのは、子会社において繰延税金資産を計上したことなどにより、法人税等調整額が減少したことによるものです。

＜連　　結＞

売　上　高	437,448百万円	（前期比 0.9％ 4,043百万円増）
営 業 利 益	27,412百万円	（前期比 6.4％ 1,861百万円減）
経 常 利 益	16,453百万円	（前期比44.4％13,162百万円減）
当期純利益	11,667百万円	（前期比 7.1％　895百万円減）

事業の種類別セグメントの概況は以下のとおりです。

制御事業

主要事業である制御事業の市場は、国内では原材料価格の高騰などの影響により、設備投資に対する慎重な姿勢がみられたことから成長の勢いは鈍化したものの、海外においてはエネルギー需要の増大と原油高を背景に、石油、石油化学、天然ガスなどのプラントへの投資が活発に行われ、好調に推移いたしました。このような市場環境のもと、制御事業においては、グローバルNo.１企業を目指し、さらに積極的な事業展開を図りました。具体的には、主力製品である統合生産制御システム「CENTUMシリーズ」の新製品「CENTUM VP」を発売するなど、製品競争力を強化いたしました。また海外では、サウジアラビアに現地法人を設立したほか、中国においても既存の子会社３社の機能を統合して事業統括会社を設立するなど、販売、エンジニアリング、サービス体制の強化を図りました。このような状況で、オイルメジャーからのプラントの更新を始めとする多数の大型プロジェクトを獲得し、海外市場におけるシェアを拡大することができました。

この結果、制御事業の売上高は322,222百万円、営業利益は39,069百万円となり、前期と比較して増収・増益となりました。

計測機器事業

計測機器事業の主要分野である半導体テストシステムの市場は、ＤＲＡＭ価格の大幅な下落及びフラットパネルディスプレイ（ＦＰＤ）ドライバＩＣメーカーの投資抑制の影響もあり低調に推移いたしました。測定器の市場につきましては、光通信関連測定器及び電力測定器の市場は好調に推移したものの、測定器市場全体では低調に推移いたしました。このような市場環境のもと、半導体テスタビジネスではＤＲＡＭ用メモリテスタ「MT6111」を発売、測定器ビジネスにおいては、波形測定器や光通信測定器などの新製品を発売いたしました。しかしながら、厳しい市場環境に加え、国内外での競合が激化し、計測機器事業の売上高は68,771百万円、営業損失は1,987百万円となり、前期と比較して減収・減益の結果となりました。

新事業その他

新事業その他では、フォトニクスビジネスにおいて、次世代ネットワークの構築に向けて40Gbps基幹系光通信の市場が動き出したものの、アドバンストステージビジネスの市場は、半導体製造装置市場の低迷を受け低調に推移いたしました。ライフサイエンスビジネスでは、共焦点スキャナの海外市場が好調に推移いたしました。このような市場環境のもと、フォトニクスビジネスでは、都市間の大容量光通信ネットワークを実現する高品質の40Gbps光送受信技術の開発など事業拡大に向けた技術力の強化と、量産化に向けた生産体制の確立に取り組みました。また、アドバンストステージビジネスでは、今後の市場拡大に向けて生産体制を強化いたしました。ライフサイエンスビジネスでは、生きた細胞の観察分野で高い評価を受けている共焦点スキャナの新モデルを発売いたしました。

このように、新事業立ち上げのための施策を積極的に展開いたしましたが、事業立ち上げに伴う費用の増加により、新事業その他の売上高は46,455百万円、営業損失は9,670百万円となり、前期と比較して増収・減益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、主として新事業への投資に加え、省力化、合理化及び製品の信頼性向上のための設備投資などを実施し、当社グループの設備投資の総額は37,990百万円となりました。この中には、情報インフラ構築のための投資、Yokogawa Europe B.V.の新社屋建設のための投資、アドバンストステージビジネスにおける生産体制強化のための投資を含んでおります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債または新株発行による資金調達は行っておりません。

社債20,000百万円の償還資金、自己株式の取得資金、設備資金及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入などをもって充当いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	平成16年度 第129期	平成17年度 第130期	平成18年度 第131期	平成19年度 第132期(当期)
受注高	375,522	400,507	456,549	455,072
売上高	387,053	388,877	433,405	437,448
経常利益	22,401	26,402	29,616	16,453
当期純利益	9,372	21,559	12,563	11,667
１株当たり当期純利益	38円43銭	87円45銭	47円79銭	44円76銭
総資産	400,268	417,805	438,683	444,644
純資産	168,751	224,566	238,902	224,844

（注）第131期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号　平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月９日）を適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	平成16年度 第129期	平成17年度 第130期	平成18年度 第131期	平成19年度 第132期(当期)
受注高	235,407	231,397	247,025	236,045
売上高	249,778	235,581	239,399	238,786
経常利益	15,896	20,997	14,946	△ 2,424
当期純利益	10,515	13,804	5,039	△ 2,132
１株当たり当期純利益	43円23銭	55円99銭	19円17銭	△８円18銭
総資産	328,203	333,095	341,754	341,153
純資産	162,744	209,317	208,169	186,550

（注）第131期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号　平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月９日）を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
横河マニュファクチャリング株式会社	5,010百万円	100.0%	制御・計測機器の製造
Yokogawa Corporation of America	1千米ドル	100.0%	制御・計測機器の製造、販売、エンジニアリング、サービス
Yokogawa Europe B.V.	17,725千ユーロ	100.0%	制御・計測機器の製造、販売、エンジニアリング、サービス
Yokogawa Engineering Asia Pte.Ltd.	29,000千シンガポールドル	100.0%	制御・計測機器の販売、エンジニアリング、サービス
Yokogawa Middle East B.S.C.(c)	2,481千バーレーンディナール	100.0%	制御機器の販売、エンジニアリング、サービス
横河フィールドエンジニアリングサービス株式会社	300百万円	100.0%	制御・計測機器の保守サービス
横河電機（蘇州）有限公司	4,000百万円	100.0%	制御・計測機器の製造
横河商事株式会社	90百万円	50.0%	制御・計測機器の販売、保険代理業
横河電子機器株式会社	300百万円	78.7%	防衛電子機器・食器洗浄機の製造、販売
Yokogawa Electric Asia Pte.Ltd.	31,020千シンガポールドル	100.0%	制御機器の製造
横河電機（中国）有限公司	5,300万人民元	100.0%	制御・計測機器の販売、エンジニアリング、サービス

（注）1．Yokogawa Middle East B.S.C.(c)は、重要性が増したため当連結会計年度より重要な子会社として記載しております。

2．横河電機（中国）有限公司は、従来重要な子会社として記載しておりました横河電機（中国）商貿有限公司からの地域統括機能移管に伴い、当連結会計年度より重要な子会社として記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、徹底した費用管理はもとより、開発効率の向上、業務の効率化によりグローバル競争に打ち勝つ価格競争力を実現してまいります。また、「真に連結された経営」を実現するため、戦略、情報、人財、制度、会計の各分野を、グループ全体を通して一元的に管理・運営できる基盤を整備してまいります。

＜事業の種類別セグメントの課題＞

制御事業は海外を中心に石油、石油化学、天然ガス関連プラント市場で、今後も着実な成長が期待できることから、センサ機器及び生産管理システム分野での製品ラインアップの充実、お客様の課題を解決するソリューション提案力の強化、エンジニアリングの効率化及びプロジェクト管理体制の強化、お客様のプラントのライフサイクル全体にわたりサービスを提供するビジネスモデルの確立などの施策により、シェアの拡大を図ってまいります。

計測機器事業のうち、測定器ビジネスでは、今後成長が期待される環境・省エネルギー市場、光通信市場、自動車関連市場に注力し売上の拡大を図ってまいります。半導体テスタビジネスでは、顧客ベースを広げ売上の拡大を図るとともに、開発アイテムの再検討と固定費の削減を進め、事業の黒字化を達成してまいります。

新事業のうちフォトニクスビジネスは、新規顧客の開拓による売上の拡大と生産効率の向上によるコスト低減を図ってまいります。アドバンストステージビジネスは、コスト競争力の強化を図ってまいります。ライフサイエンスビジネスは、市場規模の大きい海外市場で新規顧客の開拓を進めてまいります。これらの新事業につきましては、市場及び技術の動向を正確に把握することにより、適時、的確な意思決定を行うとともに、早期黒字化を図ってまいります。

＜コーポレートガバナンスの充実に向けた課題＞

当社グループでは、健全で持続的な成長を確保し、株主をはじめとするステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけており、「健全で利益ある経営」を実現するための重要施策として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

当社は、監査役制度を採用しております。取締役会では、当社グループの事業に精通した取締役と、独立性の高い社外取締役による審議を通して、意思決定の迅速性と透明性を高めてまいります。また、社外監査役を含む監査役による監査を通して、取締役の業務の適法性、効率性、意思決定プロセスの妥当性等を厳正に監視し、経営に対する監査機能の充実を図ってまいります。

当社グループでは、コンプライアンスの基本方針を『YOKOGAWAグループ企業行動規範』として定めており、取締役が率先して、企業倫理の遵守と浸透にあたってまいります。また、財務報告の信頼性の確保、及び意思決定の適正性の確保などを含めた『YOKOGAWAグループ内部統制システム』を定めており、当社グループの業務が適正かつ効率的に実施されることを確保するための内部統制システムとして整備してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成20年３月31日現在）

事業区分	主要製品
制御事業	生産制御システム、流量計、差圧・圧力伝送器、プロセス分析計、プログラマブルコントローラ　等
計測機器事業	半導体テストシステム、波形測定器、光通信関連測定器、信号発生器、電力・温度・圧力測定器　等
新事業その他	光通信モジュール及びサブシステム、ＸＹステージ、共焦点スキャナ、航空機用計器、航海関連機器、気象・水文計測器　等

(6) 主要な営業所及び工場（平成20年３月31日現在）

① 当　社

本　社：東京都武蔵野市

事業所：甲府事業所（山梨県甲府市）
金沢事業所（石川県金沢市）
相模原事業所（神奈川県相模原市）

営業所：本社営業（東京都武蔵野市）
関西支社（大阪府吹田市）
中部支店（愛知県名古屋市）
中国支店（広島県広島市）
九州支店（福岡県福岡市）

工　場：本社工場（東京都武蔵野市）

② 子会社

営業所：Yokogawa Europe B.V.（オランダ）
Yokogawa Corporation of America（米国）
Yokogawa Engineering Asia Pte.Ltd.（シンガポール）
Yokogawa Middle East B.S.C.(c)（バーレーン）
横河電機（中国）有限公司（中国）

工　場：横河マニュファクチャリング株式会社
小峰工場（東京都あきる野市）
青梅工場（東京都青梅市）
甲府工場（山梨県甲府市）
金沢工場（石川県金沢市）
相模原工場（神奈川県相模原市）
横河電機（蘇州）有限公司（中国）
Yokogawa Electric Asia Pte.Ltd.（シンガポール）

(7) 企業集団の使用人の状況（平成20年３月31日現在）

事業区分	使用人数
制御事業	15,505名
計測機器事業	2,885名
新事業その他	1,876名
合計	20,266名

（注）使用人数は就業人員を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほコーポレート銀行	15,787百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	8,793百万円

（注）当社は、株式会社みずほコーポレート銀行を幹事とするシンジケートローン契約を締結し、３回の調達により総額50,000百万円を借入れております。このうち、株式会社みずほコーポレート銀行からの借入れ11,900百万円及び株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行からの借入れ3,500百万円が、上記の借入額に含まれています。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社ＩＣハンドラ事業を株式会社テセック（本社：東京都東大和市　代表取締役社長：越丸　誠氏）に譲渡することで合意し、平成20年３月26日に基本合意書を締結いたしました。今後、事業譲渡に向けた詳細を決定し、平成20年７月１日を目途に事業譲渡を行う予定です。

平成20年４月９日をもって、当社は、レーザーガス分析計事業を行っている、米国Analytical Specialties, Inc.の全株式を取得し完全子会社といたしました。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成20年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　600,000千株
② 発行済株式の総数　268,624千株
③ 株主数　33,866名
④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	22,909千株	8.9%
第一生命保険相互会社	22,697	8.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,351	5.6
日本生命保険相互会社	13,284	5.2
オーエム04　エスエスビークライアント　オムニバス	11,786	4.6
みずほ信託退職給付信託　みずほコーポレート銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託	6,643	2.6
東京海上日動火災保険株式会社	4,694	1.8
みずほ信託退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託	4,617	1.8
横河電機持株会	4,396	1.7
チェース　マンハッタン　バンク　ジーティーエス　クライアンツ　アカウント　エスクロウ	3,977	1.5

（注）当社は自己株式11,040千株を保有しておりますが、議決権がないため、上記の大株主及び当社への出資状況より除外しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成20年３月31日現在）

地位	氏名	担当又は他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	内田　勲	
代表取締役社長	海堀周造	
取締役	八木和則	専務執行役員　経営管理本部長
取締役	木村和彦	専務執行役員　ＡＴＥ事業部長
取締役	三奈木輝良	専務執行役員　海外事業部長、 Yokogawa Electric International Pte.Ltd. Managing Director
取締役	藤井　隆	常務執行役員　ソリューション事業部長
取締役	山本順二	常務執行役員　コーポレート・マーケティング本部長
取締役	成松　洋	クインタイルズ・トランスナショナル・ジャパン株式会社　代表取締役社長
取締役	内藤正久	財団法人日本エネルギー経済研究所　理事長
取締役	棚橋康郎	新日鉄ソリューションズ株式会社　相談役
常勤監査役	溝口文雄	
常勤監査役	内海岱基	
監査役	櫻井孝頴	第一生命保険相互会社　相談役
監査役	橋本　徹	ドイツ証券株式会社　取締役会長
監査役	引馬　滋	有限責任中間法人　ＣＲＤ協会　代表理事

（注）１．取締役　内藤正久氏及び棚橋康郎氏は、社外取締役であります。

２．監査役　櫻井孝頴氏、橋本　徹氏及び引馬　滋氏は、社外監査役であります。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

取締役　10名　　支給額　668百万円

監査役　５名　　支給額　104百万円

（うち社外役員　５名　支給額　51百万円）

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成19年６月27日開催の第131回定時株主総会において年額1,200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成16年６月25日開催の第128回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

ⅰ 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

該当事項ありません。

ⅱ 他の会社の社外役員の兼任状況

・取締役　内藤正久氏は、米国デュポン社、日本工営株式会社及びエスペック株式会社の社外取締役であります。

・取締役　棚橋康郎氏は、株式会社インターネットイニシアティブ及び株式会社村田製作所の社外取締役であります。

・監査役　櫻井孝頴氏は、株式会社帝国ホテル及び株式会社セブン銀行の社外取締役、東京急行電鉄株式会社及びアサヒビール株式会社の社外監査役であります。

・監査役　橋本　徹氏は、株式会社エフエム東京及び西松建設株式会社の社外監査役であります。

ⅲ　当事業年度における主な活動状況

氏　　名	地　　位	主　な　活　動　状　況
内　藤　正　久	社外取締役	当期開催の取締役会14回のうち12回に出席し、必要に応じ、主にグローバル企業における社外取締役などの豊富な経験に基づく高い見識から発言を行っております。
棚　橋　康　郎	社外取締役	平成19年６月27日の就任後開催された取締役会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、主にわが国の基幹産業における経営者としての高い見識と新事業の立上げ・展開の経験に基づく広い視野から発言を行っております。
櫻　井　孝　頴	社外監査役	当期開催の取締役会14回のうち11回に、また、監査役会14回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点と経済界における幅広い活動に基づく高い見識から発言を行っております。
橋　本　　徹	社外監査役	当期開催の取締役会14回のうち９回に、また、監査役会14回のうち９回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点と国際経験に基づく高い見識から発言を行っております。
引　馬　　滋	社外監査役	当期開催の取締役会14回のうち14回に、また、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に企業財務に関する深い知識と洞察力及び豊富な経験に基づく高い見識から発言を行っております。

ⅳ　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名　　称　監査法人トーマツ

② 報 酬 等 の 額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	103百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	162百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、監査法人トーマツに対し、内部統制プロジェクトにおける助言・指導業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

⑤ 重要な連結子会社の監査

Yokogawa Europe B.V.、Yokogawa Electric Asia Pte.Ltd.、Yokogawa Engineering Asia Pte.Ltd.、Yokogawa Middle East B.S.C.(c)、横河電機（蘇州）有限公司、横河電機（中国）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(4) 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、以下を平成20年４月28日開催の取締役会にて決議しました。

取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制

会社法第362条第４項第６号、会社法施行規則第100条第１項及び同第３項に基づき、以下のとおり、内部統制システムを整備しています。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンスの基本原則を、『YOKOGAWAグループ企業行動規範』として定めています。取締役は、これを率先し、企業倫理の遵守と浸透にあたっています。

・グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処のために、企業倫理本部を設置しています。

・取締役会における意思決定は、『取締役会規程』『意思決定規程』に基づいて行っています。社外取締役を含む各取締役は、取締役会を構成する取締役として、業務執行に関する監督責任を負っています。社外監査役を含む監査役は、取締役の職務の執行に対して、『監査役監査基準』『監査役会規則』に基づく監査役監査を実施しています。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・『取締役会規程』『意思決定規程』に基づき、取締役会における審議の充実と、経営会議などの取締役会以外の意思決定機関への権限委譲を図っています。

・全社的な経営目標を定め、目標達成のための取り組みをレビューしています。中長期的な経営目標については、『新長期経営構想VISION-21＆ACTION-21』のマイルストーンとして定め、変革に向けた課題解決の活動を展開しています。単年度の経営目標については、組織毎に四半期単位でレビューし、年間目標の達成に向けた活動を展開しています。取締役会は、これらの経営目標の達成状況の報告を受け、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの活

動を指示し、目標達成に向けて全社としての効率性を追求する仕組みを展開しています。また、経営目標の達成状況をリアルタイムで把握・報告・活用するために、経営情報システムの整備に努めています。

③　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・『取締役会規程』『伝達ならびに文書管理規程』『全社共通文書管理規則』に基づき、議事録及び保存すべき情報に関するルールと管理体制を定めています。

・『秘密保持規程』『インサイダー取引防止に関する規程』に基づき、情報の機密性の区分に関するルールと管理体制を定めています。また、グループで業務に従事する者に対して、秘密保持に関する誓約を求めています。

④　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・グループで業務に従事する者が取るべき行動を、『YOKOGAWAグループコンプライアンスガイドライン』として定めています。この中で、反社会的勢力とは一切係わり合いを持たず毅然とした対応を取ることを定めています。

・代表取締役社長が法令等遵守の重要性を繰り返し伝えるとともに、企業倫理本部が中心となってコンプライアンスに関する教育を展開しています。

・グループで業務に従事する者には、コンプライアンス違反行為、または違反の恐れがあると疑われる行為を認識した場合に、内部通報義務があることを『内部通報・相談規則』として定めています。また、そのための内部通報窓口を設置しています。

・コンプライアンスの徹底状況について、企業倫理本部がモニタリングを実施し、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。

⑤　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループにおける業務の適正を確保するための体制として、『YOKOGAWAグループ内部統制システム』を整備しています。『企業倫理システム』『意思決定システム』『品質マネジメントシステム』『環境マネジメントシステム』『安全・衛生マネジメントシステム』『情報セキュリティマネジメント

システム』『輸出管理システム』『財務報告システム』『危機管理システム』及び『監査役監査の環境整備』からなる10の展開システムごとに責任部署を定め、グループを横断する規程を定めています。重要な事項については、取締役会及び監査役に報告しています。

・特に、財務報告の信頼性の確保の面では、『財務報告システム』において、経理業務の適正を確保するために、『グループ経理規程』を定め、グループ各社の経理業務を統制しています。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するために、財務報告に係る内部統制の整備状況と運用状況に対する評価と開示の体制を整備しています。

・『YOKOGAWAグループ内部統制システム』の有効性に関する内部監査は、『グループ・グローバル経営監査規程』に基づき、経営監査部が実施し、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。

・監査役は、グループ会社における重要事項の決定について、直接または当該グループ会社の監査役から情報を入手し、確認することができることとしています。

⑥　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・グループにおける業務の適正を確保するための体制として、『YOKOGAWAグループ内部統制システム』を整備し、経営監査部がリスク管理部署として、リスクを抽出・分析し、改善を提言するとともに、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。

・危機事象に対する対応を、『危機管理規程』として定めています。代表取締役が危機管理本部長として、危機事象が発生した時の情報伝達と指揮命令を統制し、人的な安全の確保及び経済的な損失の最小化を図ります。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、以下に定める事項を監査役に報告することとしています。

(a) 法令・定款違反に関する事項
(b) 内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
(c) 会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事項
(d) 意思決定に関する重要な事項
(e) 経営状況に関する重要な事項
(f) 内部通報制度による通報状況に関する事項
(g) その他、コンプライアンスに関する重要な事項

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役社長、経営監査部、企業倫理本部、会計監査人との定期的な意見交換の場を提供しています。また、取締役、重要な使用人からヒアリングを実施できる機会と環境を提供しています。
・必要に応じて、外部の専門家を任用することができることとしています。

⑨　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役室を設置し、専任者を含む人員を置いています。

⑩　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役室の人員に関する人事異動は、監査役に事前に了解を求めています。
・監査役室の人員に関する人事評価は、監査役会が指名する監査役が行うこととしています。

(5) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、企業理念を「YOKOGAWAは　計測と制御と情報をテーマに　より豊かな人間社会の実現に貢献する」「YOKOGAWA人は　良き市民であり　勇気をもった開拓者であれ」と定め、産業社会へのさらなる貢献を目指してまいりました。この理念のもとに、中長期的な視点から企業活動を健全に継続し、企業価値を最大化することが企業としての使命であると考え、長期経営構想VISION-21＆ACTION-21を掲げて、「健全で利益ある経営」の実現を目指しております。

この経営構想に基づき、制御事業、計測機器事業、新事業などのポートフォリオをバランスよく持つことで、事業リスクを勘案しながら成長戦略を推進し、企業価値の向上に向けた中長期的な取り組みを展開しております。

当社は、公開会社である株式会社の支配権の移転を伴う提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、公開会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、企業買収の中には、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社が今後も持続的に企業価値を維持・向上させていくためには、当社の経営資源や人的資源、顧客との信頼関係、事業の将来性や潜在的価値など、当社の企業価値を構成する様々な要因とその有機的な結合によってもたらされる総合的な価値を理解し、これらを活かしていくことが必要です。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社が今後も持続的に企業価値を維持・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えています。一方、外部者から買収の提案を受けた場合には、当社の企業価値を構成する様々な要因を株主の皆様に適切に把握いただいたうえで、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を判断していただく必要があります。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式の大量取得行為が発生した場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断できると同時に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提示するために必要な情報と時間を確保すること

で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み＜買収防衛策＞

当社は、平成19年４月26日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入について決議し、平成19年６月27日開催の当社第131回定時株主総会において議案として上程し、承認をいただいております。本プランの概要は以下のとおりです。なお、本プランの全文は、インターネット上の当社ホームページの平成19年４月26日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」（当社ホームページアドレス：（http://www.yokogawa.co.jp/cp/press/2007/pr-press-2007-0426-ja.htm）に掲載しております。

ｉ 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者又はその提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、また、株主の皆様に当社取締役会の計画や代替案等を提示するなど、買付者等との交渉等を行う場合の手続を定めています。

(b) 新株予約権無償割当ての利用

買付者等の行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当社取締役会決議により、買付者等が権利行使できない新株予約権を当社取締役会が定める一定の日における全ての株主に対して保有割合１株につき１個無償で割当てます。新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、新株予約権１個につき0.5～１株の間で取締役会が決定いたします。（以下これにより割当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）

(c) 取締役の恣意的判断を排除するための独立委員会の利用

本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。独立委員会は、当社社外取締役、社外監査役及び社外の有識者の中から選任されます。なお当初の独立委員会は、独立性の高い社外取締役２名、社外監査役１名及び有識者２名の計５名により構成されています。

＜独立委員会メンバー＞

・社外取締役：内藤正久（財団法人日本エネルギー経済研究所理事長）
・社外取締役：棚橋康郎（新日鉄ソリューションズ株式会社相談役）
・社外監査役：引馬　滋（有限責任中間法人ＣＲＤ協会代表理事）
・有　識　者：若杉敬明（東京経済大学経営学部教授）
・有　識　者：中村直人（中村･角田･松本法律事務所パートナー弁護士）

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約２分の１まで希釈化される可能性があります。

ii　本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

当社は、本プランに基づき、以下㋑又は㋺に該当する買付等がなされたときに、本プランに定める手続に従い本新株予約権の無償割当てを実施いたします。

㋑　当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20％以上となる買付等

㋺　当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、前記ⅱ(a)に定める買付等を行う買付者等に対し、当社取締役会が友好的買付であると認めた場合を除き、当社の定める書式による、当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）及び当社の定める書式による、下記の各号に定める買付者等の買付内容の検討に必要な日本語で作成された情報（以下「本必要情報」といいます。）に関する質問書を、速やかに送付します。

買付者等には、買付等の実行に先立ち、原則として、買付説明書及び本必要情報を、買付者等が当社からのこれらの送付資料を受領した日から起算して、10営業日以内に当社取締役会宛てに提出していただきます。なお、当社取締役会は、買付説明書及び本必要情報を受領後速やかに独立委員会に送付します。

独立委員会は、提出された買付説明書及び本必要情報が不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

ⅲ 本プランの合理性

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。

(b) 株主意思を重視するものであること（サンセット条項）

本プランの有効期間は、平成21年３月期に関する定時株主総会の終結の時までの２年間といたします。また、有効期間の満了前であっても、株主総会また取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

(c) 独立性の高い社外取締役等の判断の重視と情報開示

独立委員会によって、取締役が恣意的に本プランの発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示するものとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(e) 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

(f) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、新しい株主構成のもとで選任された取締役で構成される取締役会によって、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を１年とし、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

貸借対照表

（平成20年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	11,058
受取手形	2,787
売掛金	77,607
有価証券	250
製品	5,241
半製品	1,094
原材料	2,835
仕掛品	3,787
貯蔵品	219
前渡金	723
前払費用	904
繰延税金資産	9,017
短期貸付金	30,848
未収入金	5,906
その他	441
貸倒引当金	△ 2,287
流動資産合計	150,435
固定資産	
有形固定資産	
建物	32,069
構築物	1,519
機械及び装置	9,798
車両運搬具	6
工具器具及び備品	5,968
土地	11,280
建設仮勘定	4,323
有形固定資産合計	64,966
無形固定資産	
のれん	406
特許権	75
借地権	652
ソフトウェア	8,066
ソフトウェア仮勘定	10,256
その他	68
無形固定資産合計	19,526
投資その他の資産	
投資有価証券	34,462
関係会社株式	31,694
出資金	494
関係会社出資金	13,131
従業員長期貸付金	12
関係会社長期貸付金	5,801
長期前払費用	419
繰延税金資産	16,531
差入敷金保証金	1,155
長期金融資産	7,036
その他	737
貸倒引当金	△ 3,743
投資損失引当金	△ 1,509
投資その他の資産合計	106,225
固定資産合計	190,718
資産合計	**341,153**

科目	金額
負債の部	
流動負債	
支払手形	295
買掛金	26,761
短期借入金	3,012
一年内返済予定長期借入金	10,241
コマーシャルペーパー	18,000
未払金	15,493
未払費用	4,555
未払法人税等	143
前受金	1,009
預り金	483
賞与引当金	8,749
その他	0
流動負債合計	88,745
固定負債	
長期借入金	55,704
長期未払金	8,993
その他	1,159
固定負債合計	65,857
負債合計	**154,603**
純資産の部	
株主資本	
資本金	**43,401**
資本剰余金	**50,162**
資本準備金	46,350
その他資本剰余金	3,812
利益剰余金	**101,061**
利益準備金	5,372
その他利益剰余金	95,689
退職積立金	1,255
配当準備積立金	1,235
特別償却準備金	0
固定資産圧縮積立金	1,556
別途積立金	11,783
繰越利益剰余金	79,858
自己株式	**△ 10,985**
株主資本合計	183,639
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	**2,908**
繰延ヘッジ損益	**2**
評価・換算差額等合計	2,910
純資産合計	**186,550**
負債純資産合計	**341,153**

損　益　計　算　書

〔自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
製品売上高		238,786
売上原価		
期首製品たな卸高	4,268	
当期製品製造原価	170,439	
他勘定から振替高	553	
合計	175,261	
他勘定へ振替高	1,977	
期末製品たな卸高	5,241	168,042
売上総利益		**70,743**
販売費及び一般管理費		66,758
営業利益		**3,984**
営業外収益		
受取利息	392	
有価証券利息	7	
受取配当金	3,193	
諸施設賃貸収益	1,772	
雑益	345	5,711
営業外費用		
支払利息	772	
社債利息	79	
寄付金	232	
たな卸資産処分損	5,356	
諸施設賃貸費用	1,481	
損害賠償金	453	
為替差損	2,233	
外国源泉税	343	
雑損	1,167	12,120
経常損失		**2,424**
特別利益		
固定資産売却益	80	
投資有価証券売却益	115	
国庫補助金	1,903	2,100
特別損失		
固定資産売却損	20	
固定資産除却損	236	
投資有価証券評価損	674	
関係会社事業再編損失	57	
販売用ソフトウェア評価損	499	
関係会社貸倒引当金繰入額	792	
減損損失	848	
その他	580	3,710
税引前当期純損失		**4,035**
法人税、住民税及び事業税	53	
法人税等調整額	△ 1,956	△ 1,902
当期純損失		**2,132**

株主資本等変動計算書

〔自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日〕

（単位：百万円）

	株主資本													
	資本金	資本剰余金			利益剰余金								自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金合計		
						退職積立金	配当準備積立金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年３月31日　残高	43,401	46,350	3,811	50,162	5,372	1,255	1,235	6	1,631	11,783	85,985	107,268	△ 4,384	196,447
事業年度中の変動額														
特別償却準備金の取崩				－				△5			5	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩				－					△　74		74	－		－
剰余金の配当				－							△ 4,074	△　4,074		△　4,074
当期純損失				－							△ 2,132	△　2,132		△　2,132
自己株式の取得				－								－	△ 6,603	△　6,603
自己株式の処分			0	0								－	2	2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				－								－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	－	－	△5	△　74	－	△ 6,126	△　6,207	△ 6,601	△ 12,808
平成20年3月31日　残高	43,401	46,350	3,812	50,162	5,372	1,255	1,235	0	1,556	11,783	79,858	101,061	△10,985	183,639

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成19年３月31日　残高	11,712	9	11,721	208,169
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰余金の配当				△　4,074
当期純損失				△　2,132
自己株式の取得				△　6,603
自己株式の処分				2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 8,803	△7	△ 8,810	△　8,810
事業年度中の変動額合計	△ 8,803	△7	△ 8,810	△ 21,618
平成20年3月31日　残高	2,908	2	2,910	186,550

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有　価　証　券

①　満期保有目的債券　　償却原価法（定額法）によっています。

②　子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法によっています。

③　その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法によっています。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブ　　時価法によっています。

(3) たなお卸資産

①　半製品、原材料　　総平均法による原価法によっています。

②　製品、仕掛品　　個別法による原価法によっています。

③　貯　　蔵　　品　　最終仕入原価法による原価法によっています。

但し、一部について、新製品開発、機種改良により、旧型化したもの等につき時価を基準として評価替えを行っています。

なお、これらの評価減額は、売上原価及び営業外費用に計上しています。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産　　定率法によっています。
但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物：３年～50年　　機械及び装置：４年～７年

(2) 無形固定資産　　定額法によっています。
但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法を採用しています。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与に充てるため、翌期支給見込額の当期負担分を計上しています。

(3) 投資損失引当金　　関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して関係会社株式等について必要額を計上しています。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

5．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理によっています。なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象　　外貨建の貸付金の為替変動リスクをヘッジするために為替予約又は通貨スワップを、借入金等の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップを利用しています。

(3) ヘッジ方針　　主に為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用することを基本方針としています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法　　為替予約取引及び通貨スワップ取引については、当該取引とヘッジ対象となる資産に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又は、キャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定されるため、有効性の評価は省略しています。
また、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているためヘッジの有効性の評価を省略しています。

7．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっています。

8．会計方針の変更

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

これにより、営業利益が1,110百万円減少し、経常損失及び税引前当期純損失が1,154百万円それぞれ増加しています。

9．追　加　情　報

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の５％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。

これにより、営業利益が268百万円減少し、経常損失及び税引前当期純損失が268百万円それぞれ増加しています。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権	51,880百万円
(2) 長期金銭債権	5,994百万円
(3) 短期金銭債務	27,523百万円
(4) 長期金銭債務	841百万円

2．保　証　債　務　　19,668百万円

（うち債務保証　　3,044百万円）

（うち保証予約　　15,211百万円）

（その他（注）　　1,412百万円）

（注）当社は、顧客のリース債務について、顧客のリース債務不履行時にその債務を保証することを要求されています。当事業年度末における、最高支払額を記載しています。

3．有形固定資産の減価償却累計額　　75,366百万円

4．売上債権遡求義務

売掛金及び受取手形の一部を、債権流動化の目的で譲渡しています。

その内、当社に遡求義務の及ぶ譲渡残高は、受取手形1,173百万円及び売掛金2,255百万円であります。

5．コミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等

コミットメントライン契約の総額	40,000百万円
借入実行残高	―百万円
差引額	40,000百万円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

関係会社との取引高は下記のとおりです。

売上高	68,086百万円
仕入高	129,002百万円
営業取引以外の取引高	8,884百万円

２．減　損　損　失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用　　途	種　　類	場　　所
売　却　予　定　資　産	土　　地　　等	東京都西多摩郡　他１件
除　却　予　定　資　産	建　　物	東京都武蔵野市
遊　　休　　資　　産	電　話　加　入　権	東京都武蔵野市　他

（減損損失の認識に至った経緯）

売却予定資産については、従来、共用資産としてグルーピングしていましたが、売却予定となったため、回収可能価額まで減損し、減損損失479百万円を特別損失に計上しました。なお、当該売却予定資産は、当事業年度中に売却しています。

除却予定資産については、本社建物の一部取壊し決定に伴い、減損損失338百万円を特別損失に計上しました。

電話加入権については、遊休状態にあり将来の用途が定まっていないため、回収可能価額まで減損し、減損損失31百万円を特別損失に計上しました。

（減損損失の金額）

種　　類	金　　額
土　　地	365百万円
建　物　そ　の　他	451百万円
そ　の　他　（電　話　加　入　権）	31百万円
合　　計	848百万円

（グルーピングの方法）

売却予定資産、除却予定資産及び遊休資産については、個別物件単位でグルーピングをしています。

（回収可能価額の算定方法等）

売却予定資産及び遊休資産は、正味売却価額により測定しており、売却予定資産は売却予定価額に基づき算定し、遊休資産は、取引事例価額に基づき算定しています。また、除却予定資産は、帳簿価額に基づき算定しています。

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式(注)	5,733	5,310	3	11,040
合計	5,733	5,310	3	11,040

（注）１．普通株式の自己株式の株式数の増加5,310千株は、単元未満株式の買取による増加10千株及び会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得5,300千株です。

２．普通株式の自己株式の減少３千株は、単元未満株式の売却によるものです。

Ⅴ．税効果に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式出資金評価損否認	8,493百万円
退職給付制度変更による未払金否認	4,262百万円
賞与引当金	3,560百万円
投資有価証券出資金評価損否認	1,254百万円
たな卸資産評価損否認	938百万円
減損損失否認	912百万円
ゴルフ会員権評価損否認	310百万円
減価償却超過額	308百万円
繰越欠損金	10,043百万円
その他	4,439百万円
繰延税金資産小計	34,523百万円
評価性引当額	△ 5,654百万円
繰延税金資産合計	28,869百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 1,871百万円
固定資産圧縮積立金	△ 1,067百万円
その他	△ 381百万円
繰延税金負債合計	△ 3,320百万円
繰延税金資産の純額	25,548百万円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△ 7.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	17.1%
繰延税金資産に対する評価性引当額の増減	△ 1.3%
住民税均等割額	△ 1.4%
その他	△ 0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.2%

Ⅵ．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上したリースのほか、営業用自動車、診療所医療設備、事務用大型コンピュータとその周辺機器及び事務用機器の一部についてリース契約により使用しています。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は以下のとおりであります。

１．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	45百万円	43百万円	1百万円
機械及び装置	23百万円	3百万円	19百万円
工具器具及び備品	387百万円	135百万円	251百万円
ソフトウエア	19百万円	6百万円	13百万円
合計	474百万円	188百万円	286百万円

２．未経過リース料期末残高相当額

１年内	78百万円
１年超	208百万円
合計	286百万円

（注）未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

３．支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	86百万円
減価償却費相当額	86百万円

４．減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

Ⅶ．関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容 役員の兼任等	関係内容 事業上の関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	横河マニュファクチャリング株式会社	5,010百万円	制御・計測機器の製造	所有 直接 100%	—	当社制御・計測機器の製造、不動産賃貸	製品の仕入(注1)	67,198	買掛金	8,929
							資金の貸付(注2) 利息の受取	9,819 95	短期貸付金	10,727
							不動産の賃貸	1,350	未収入金	111
子会社	横河商事株式会社	90百万円	制御・計測機器の販売、保険代理業	所有 直接 50%	—	当社制御・計測機器の販売	製品の売上(注3)	11,736	売掛金	3,996
子会社	横河エレクトロニクス・マニファクチャリング株式会社	10百万円	制御・計測機器の製造	所有 直接 100%	—	—	資金の貸付(注2) 利息の受取	5,893 59	短期貸付金 長期貸付金(注4)	4,366 1,537
子会社	Yokogawa Middle East B.S.C.(c)	2,481千バーレーンディナール	制御機器の販売、エンジニアリング	所有 直接 100%	—	当社制御機器の販売、エンジニアリング	保証予約等(注5)	3,792	—	—
子会社	Yokogawa System Center Europe B.V.	1,501千ユーロ	制御機器の販売、エンジニアリング	所有 間接 100%	—	当社制御機器の販売、エンジニアリング	保証予約等(注5)	3,756	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注）１．製品の仕入については、横河マニュファクチャリング株式会社の製造原価をもとに協議の上決定しております。

２．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率は合理的に決定しております。また、取引金額はＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、月末平均残高を記載しております。

３．製品の売上については、他の代理店と同じ条件の下で取引しております。

４．横河エレクトロニクス・マニファクチャリング株式会社への貸付金に対し、1,537百万円の貸倒引当金を計上しております。

５．子会社の金融機関からの借入金等に対して保証予約等を行っております。

Ⅷ．１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　724円23銭

２．１株当たり当期純損失　８円18銭

Ⅸ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年５月14日

横河電機株式会社
取締役会　御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	菅　原　邦　彦㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	海老原　一　郎㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	渡　辺　雅　子㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、横河電機株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

連結貸借対照表

（平成20年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	31,738	支払手形及び買掛金	40,034
受取手形及び売掛金	142,902	短期借入金	18,979
有価証券	301	未払法人税等	2,604
たな卸資産	44,815	賞与引当金	14,511
繰延税金資産	12,216	未払金	19,137
その他	13,648	その他	50,103
貸倒引当金	△ 3,256	流動負債合計	145,370
流動資産合計	242,366	固定負債	
固定資産		長期借入金	55,993
有形固定資産		繰延税金負債	157
建物及び構築物	51,132	退職給付引当金	5,221
機械装置及び運搬具	21,693	役員退職慰労引当金	236
工具器具及び備品	10,161	長期未払金	11,832
土地	18,626	その他	987
建設仮勘定	9,928	固定負債合計	74,429
有形固定資産合計	111,543	負債合計	219,799
無形固定資産	22,036	純資産の部	
無形固定資産合計	22,036	株主資本	
投資その他の資産		資本金	43,401
投資有価証券	40,266	資本剰余金	50,355
長期貸付金	105	利益剰余金	139,952
繰延税金資産	16,605	自己株式	△ 10,990
その他	12,359	株主資本合計	222,718
貸倒引当金	△ 639	評価・換算差額等	
投資その他の資産合計	68,697	その他有価証券評価差額金	2,991
固定資産合計	202,277	繰延ヘッジ損益	1
資産合計	444,644	為替換算調整勘定	△ 5,036
		評価・換算差額等合計	△ 2,044
		少数株主持分	4,170
		純資産合計	224,844
		負債純資産合計	444,644

連結損益計算書

〔自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**437,448**
売上原価		**277,430**
売上総利益		**160,018**
販売費及び一般管理費		132,605
営業利益		**27,412**
営業外収益		
受取利息	391	
受取配当金	1,612	
持分法による投資利益	869	
雑益	867	3,740
営業外費用		
支払利息	1,308	
たな卸資産処分損	5,501	
たな卸資産評価損	401	
為替差損	4,570	
雑損	2,918	14,699
経常利益		**16,453**
特別利益		
固定資産売却益	117	
投資有価証券売却益	142	
国庫補助金	1,903	
その他	478	2,642
特別損失		
固定資産売却損	28	
固定資産除却損	416	
減損損失	1,115	
投資有価証券評価損	725	
販売用ソフトウェア評価損	499	
その他	1,874	4,660
税金等調整前当期純利益		**14,434**
法人税、住民税及び事業税		5,230
法人税等還付金		43
法人税等調整額		△ 3,129
少数株主利益（控除）		709
当期純利益		**11,667**

連結株主資本等変動計算書

〔自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日〕

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年３月31日　残高	43,401	50,355	132,603	△ 4,389	221,970
連結会計年度中の変動額					－
剰余金の配当			△ 4,074		△ 4,074
当期純利益			11,667		11,667
自己株式の取得				△ 6,603	△ 6,603
自己株式の処分		0		2	2
その他			△ 243	0	△ 243
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	0	7,349	△ 6,601	748
平成20年３月31日　残高	43,401	50,355	139,952	△10,990	222,718

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成19年３月31日　残高	11,926	6	348	12,281	4,650	238,902
連結会計年度中の変動額				－		－
剰余金の配当				－		△ 4,074
当期純利益				－		11,667
自己株式の取得				－		△ 6,603
自己株式の処分				－		2
その他				－		△ 243
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 8,935	△4	△5,385	△14,325	△ 480	△ 14,806
連結会計年度中の変動額合計	△ 8,935	△4	△5,385	△14,325	△ 480	△ 14,057
平成20年３月31日　残高	2,991	1	△5,036	△ 2,044	4,170	224,844

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数　84社

② 主要な連結子会社の名称　「事業報告１．(3) ②重要な子会社の状況」に記載しているため省略しています。

(2) 非連結子会社の状況

① 主要な非連結子会社の名称　横河電陽株式会社
盛岡特機株式会社

② 連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の状況

① 持分法適用の非連結子会社又は関連会社数
８社

② 主要な会社等の名称　横河電陽株式会社
盛岡特機株式会社
横河レンタ・リース株式会社
横河東亜工業株式会社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

① 主要な会社等の名称　横河シカデン株式会社
キューアンドエー株式会社

② 持分法を適用しない理由　各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 持分法手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しています。

３．連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

(1) 連結の範囲の変更

Yokogawa de Mexico,S.A.de C.V.、Yokogawa Vietnam Company Limited、Ando Europe B.V.、Yokogawa Saudi Arabia Ltd.、Yokogawa Electric Sakhalin Ltd.、横河信息系統（大連）有限公司は、前連結会計年度では連結の範囲から除外していましたが、重要性が増したため、連結の範囲に含めています。

Yokogawa IA Technologies India Private Limited、Yokogawa Reinsurance Pte.Ltd.は、当連結会計年度に新たに設立したことにより連結の範囲に含めています。

安藤電気株式会社、Kokusai-Chart Corporation of Americaは清算が結了したことにより、連結の範囲から除外しました。

(2) 持分法の適用の範囲の変更

インターネットノード株式会社は清算が結了したことにより、持分法の適用範囲から除外しました。

早稲田大学ラーニングスクエア株式会社、MIE Industrial Sdn.Bhd.は株式を売却したため持分法の範囲から除外しました。

４．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち横河電機（蘇州）有限公司他12社については、決算日は12月31日です。

連結計算書類作成に当たって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

５．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券	
・満期保有目的債券	償却原価法（定額法）によっています。
・その他有価証券	
■時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法によっています。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しています。）
■時価のないもの	主として移動平均法による原価法によっています。
② デリバティブ	時価法によっています。
③ た な 卸 資 産	
・製品、仕掛品	主として個別法による原価法によっています。
・そ の 他	主として平均法による原価法によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	主として定率法によっています。 但し、当社及び国内連結子会社については、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物及び構築物　　：３～50年 機械装置及び運搬具：４～10年
② 無形固定資産	定額法によっています。但し、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（主として５年）に基づく定額法によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
② 賞与引当金	従業員の賞与の支給に充てるため、翌期支給見込額の当期負担分を計上しています。
③ 退職給付引当金	主要な連結子会社では、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による按分額を処理しています。 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しています。
④ 役員退職慰労引当金	主要な連結子会社では、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めています。

(5) 重要なリース取引の処理方法

主として、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	主として繰延ヘッジ処理によっています。なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	主として外貨建の貸付金の為替変動リスクをヘッジするために為替予約又は通貨スワップを、借入金等の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップを利用しています。
③ ヘッジ方針	主に為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用することを基本方針としています。
④ ヘッジ有効性評価の方法	為替予約取引及び通貨スワップ取引については、当該取引とヘッジ対象となる資産に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又は、キャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定されるため、有効性の評価は省略しています。 また、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているためヘッジの有効性の評価を省略しています。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理	税抜方式によっています。
② 在外連結子会社の会計処理基準	在外連結子会社では、一部当該国の会計原則に従った処理を行っています。

6．連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

7．のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、また、負ののれんについては、20年以内の取得の実態に基づいた適切な期間で、それぞれ定額法により規則的に償却しています。但し、金額に重要性が乏しい場合には、発生時にその金額を償却しています。

8．会計方針の変更

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,345百万円それぞれ減少しています。

9．追　加　情　報

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の５％に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。

これにより、営業利益が519百万円、経常利益が522百万円、税金等調整前当期純利益が522百万円それぞれ減少しています。

Ⅱ．連結貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	現金及び預金	12百万円
	建物及び構築物	1,015百万円
	土地	90百万円
	投資有価証券	1百万円
	在外子会社の事業用資産	4,362百万円
	計	5,482百万円
(2) 担保に係る債務	支払手形及び買掛金	8百万円
	短期借入金	183百万円
	長期借入金	140百万円
	計	331百万円

上記、在外子会社の事業用資産4,362百万円は、在外子会社において包括的に担保に供している売掛債権等です。

2．有形固定資産の減価償却累計額　140,800百万円

3．保　証　債　務　1,685百万円

（うち債務保証　161百万円）

（うち保証予約　110百万円）

（その他（注）　1,412百万円）

（注）当社は、顧客のリース債務について、顧客のリース債務不履行時にその債務を保証することを要求されております。当事業年度末における、最高支払額を記載しています。

4．コミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等

コミットメントライン契約の総額	40,000百万円
借入実行残高	―百万円
差　引　額	40,000百万円

Ⅲ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数　　普通株式　　268,624,510株

２．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

①　平成19年６月27日開催の第131回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　1,971百万円
・１株当たり配当金額　　7.50円
・基　　準　　日　　平成19年３月31日
・効力発生日　　平成19年６月28日

②　平成19年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　2,103百万円
・１株当たり配当金額　　8.00円
・基　　準　　日　　平成19年９月30日
・効力発生日　　平成19年12月７日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成20年６月26日開催の第132回定時株主総会決議において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　　2,060百万円
・１株当たり配当金額　　8.00円
・基　　準　　日　　平成20年３月31日
・効力発生日　　平成20年６月27日

Ⅳ．１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　856円72銭

２．１株当たり当期純利益　　44円76銭

Ⅴ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年５月14日

横河電機株式会社
取締役会　御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	菅　原　邦　彦㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	海老原　一　郎㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	渡　辺　雅　子㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、横河電機株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横河電機株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第132期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第１号の基本方針及び第２号ロの取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第２号ロの取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年５月16日

横河電機株式会社　監　査　役　会

常勤監査役　溝　口　文　雄㊞

常勤監査役　内　海　岱　基㊞

社外監査役　櫻　井　孝　頴㊞

社外監査役　橋　本　　徹㊞

社外監査役　引　馬　　滋㊞

以　　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、安定した経営基盤の確立を目指すとともに、株主の皆様に対する継続的な利益配分を最重要施策の一つと認識し、中長期的成長のための新規事業投資、成長市場への開発投資などに向けた内部留保及び財務体質の強化等を総合的に勘案のうえ、連結配当性向30％を目安とする配当方針といたします。

当期の利益配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当期における１株当たりの年間配当金は中間配当金８円と合わせて16円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき８円といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は、2,060,670,960円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成20年６月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 （他の法人等の代表状況）	所有する当社株式数
1	内田　勲 昭和11年９月27日生	昭和35年４月　当社入社 平成元年６月　取締役　Yokogawa Corporation of America 社長 平成７年６月　常務取締役　生産事業部長、甲府事業所担当 平成９年７月　専務取締役　営業統括、営業統括本部長 平成11年３月　代表取締役専務　営業統括、インダストリアルオートメーション事業本部長、北米地区事業統括 平成11年６月　代表取締役社長 平成19年４月　代表取締役会長 現在に至る	89,245株
2	海堀　周造 昭和23年１月31日生	昭和48年４月　当社入社 平成17年４月　執行役員　IA事業部長 平成18年４月　常務執行役員　IA事業部長 平成18年６月　取締役　常務執行役員　IA事業部長 平成19年４月　代表取締役社長 現在に至る	20,327株
3	八木　和則 昭和24年４月１日生	昭和47年４月　当社入社 平成11年10月　執行役員　経営企画部長、マーケティング部担当 平成13年４月　常務執行役員　経営企画部長 平成13年６月　取締役　常務執行役員　経営企画部長 平成14年６月　取締役　専務執行役員　経営企画部長 平成17年６月　取締役　専務執行役員　経営管理本部長 現在に至る	42,008株

番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式数
4	木村　和彦 昭和32年４月27日生	昭和55年４月　当社入社 平成12年４月　執行役員　生産事業部長、航空宇宙・特機事業部担当 平成13年６月　取締役　執行役員　生産事業部長 平成14年６月　取締役　常務執行役員　生産事業部長 平成16年４月　取締役　専務執行役員　ソリューション事業本部長 平成17年４月　取締役　専務執行役員　ソリューション事業部長 平成19年10月　取締役　専務執行役員　ATE事業部長 現在に至る	20,295株
5	三奈木　輝良 昭和23年１月５日生	昭和46年４月　当社入社 平成11年10月　執行役員　インダストリアルオートメーション事業本部フィールド機器事業部長、環境機器事業部担当 平成14年６月　取締役　常務執行役員　海外事業部長 平成16年４月　取締役　専務執行役員　IA事業本部長 平成17年４月　取締役　専務執行役員　海外事業部長、Yokogawa Electric International Pte. Ltd. Managing Director 現在に至る	23,212株
6	藤井　隆 昭和30年８月６日生	昭和53年４月　当社入社 平成15年４月　執行役員　ATE事業本部　第１事業部長 平成17年１月　常務執行役員　ATE事業本部半導体テストソリューション事業部長 平成17年６月　取締役　常務執行役員　ATE事業部長 平成19年10月　取締役　常務執行役員　ソリューション事業部長 現在に至る	12,334株
7	山本　順二 昭和33年３月８日生	昭和55年４月　当社入社 平成17年４月　執行役員　コーポレート・マーケティング本部経営企画室長 平成18年４月　常務執行役員　コーポレート・マーケティング本部長 平成18年６月　取締役　常務執行役員　コーポレート・マーケティング本部長 現在に至る	10,362株

番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 （他の法人等の代表状況）	所有する当社株式数
8	内藤　正久 昭和13年２月20日生	昭和36年４月　通商産業省入省 平成３年６月　同省　大臣官房長 平成５年６月　同省　産業政策局長 平成10年４月　伊藤忠商事㈱　代表取締役副社長 平成12年４月　同社　取締役副会長 平成15年６月　㈶日本エネルギー経済研究所　理事長、当社取締役 現在に至る	2,000株
9	棚橋　康郎 昭和16年１月４日生	昭和38年４月　富士製鐵㈱（現　新日本製鐵㈱）入社 平成７年６月　同社　取締役　エレクトロニクス・情報通信事業部長 平成９年４月　同社　常務取締役（新規事業全般管掌） 平成12年４月　新日鉄情報通信システム㈱（現　新日鉄ソリューションズ㈱）　代表取締役社長 平成15年４月　同社　代表取締役会長 平成19年６月　同社　相談役、当社取締役 現在に至る	0株

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

２．内藤正久及び棚橋康郎の両氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

３．社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

① 内藤正久氏につきましては、主にグローバル企業における社外取締役などの豊富な経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

② 棚橋康郎氏につきましては、主にわが国の基幹産業における経営者としての高い見識と新事業の立上げ・展開の経験に基づく広い視野を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

① 内藤正久氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって５年であります。

② 棚橋康郎氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって１年であります。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

内藤正久及び棚橋康郎の両氏が原案どおり選任された際には、両氏と責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は、次のとおりであります。

会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額とします。

第３号議案　監査役４名選任の件

監査役　溝口文雄、櫻井孝頴、橋本　徹、引馬　滋の４氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 （他の法人等の代表状況）	所有する当社株式数
1	小柳　敬史 昭和23年２月26日生	昭和46年４月　㈱北辰電機製作所入社 平成15年４月　当社執行役員　産業ソリューション事業本部　副事業本部長　兼　営業企画本部長 平成17年１月　常務執行役員　ソリューション事業本部ソリューション第２営業統括本部長　兼　中国ビジネス全般担当 平成17年４月　Yokogawa Electric International Pte. Ltd. Senior Director 平成19年１月　常務執行役員　経営監査本部長 現在に至る	10,639株
2	引馬　滋 昭和21年11月６日生	昭和45年４月　日本銀行入行 平成元年５月　同行　調査統計局　内国調査課長 平成９年９月　同行　経営管理局長 平成10年５月　同行　理事 平成12年５月　同行退行　㈱松田平田特別顧問 平成13年５月　ＣＲＤ運営協議会（現　有限責任中間法人ＣＲＤ　協会）代表理事 平成16年６月　当社監査役 現在に至る	0株
3	池田　輝彦 昭和21年12月５日生	昭和44年４月　㈱富士銀行入行 平成14年４月　㈱みずほコーポレート銀行取締役副頭取 平成16年６月　みずほ信託銀行㈱　取締役社長 現在に至る	0株
4	壱岐　浩一 昭和22年９月６日生	昭和45年４月　第一生命保険㈳入社 平成19年４月　同社　代表取締役副社長 平成20年４月　㈱第一ビルディング顧問 現在に至る	0株

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．引馬　滋、池田輝彦、壱岐浩一の３氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。

３．社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

① 引馬　滋氏につきましては、主に企業財務に関する深い知識と洞察力及び豊富な経験に基づく高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

② 池田輝彦氏につきましては、主に経験豊富な経営者の観点と経済界における幅広い活動に基づく高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

③ 壱岐浩一氏につきましては、主に経験豊富な経営者の観点及び人財マネジメントに関する深い知識と洞察力を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

① 引馬　滋氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって４年であります。

② 池田輝彦氏は本定時株主総会で新たに社外監査役に選任をお願いするものであります。

③ 壱岐浩一氏は本定時株主総会で新たに社外監査役に選任をお願いするものであります。

(3) 社外監査役との責任限定契約について

引馬　滋、池田輝彦、壱岐浩一の３氏が原案どおり選任された際には、３氏と責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は、次のとおりであります。

会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額とします。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

Ⅰ．インターネットによる議決権行使について

１　インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申しあげます。

1）インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記ＵＲＬをご参照ください。）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。

2）今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。

3）書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

4）インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

5）インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

２　インターネットによる議決権行使の具体的方法

1）http://www.it-soukai.com/またはhttps://daiko.mizuho-tb.co.jp/にアクセスしてください。
行使期間中の午前３時～午前５時は上記ＵＲＬにアクセスすることができません。

2）議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コード及びパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右上に記載しております。

3）画面の案内に従い、議決権を行使してください。

３　ご利用環境

パソコンをご利用の場合

◎パソコン　　Windows®機種
（ＰＤＡ、携帯電話、ゲーム機には対応しておりません。）

◎ブラウザ　　Microsoft® Internet Explorer5.5以上

◎インターネット環境　プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境

◎画面解像度　　1024×768以上をご推奨いたします。

＊Microsoft、Windowsは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標または商標です。

４　セキュリティーについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意下さい。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

５　お問い合わせ先について

1）議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

電話　0120-768-524(フリーダイヤル)

(受付時間　９：00～21：00　土日休日を除く)

2）上記１）以外の住所変更等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行　証券代行部

電話　0120-288-324(フリーダイヤル)

(受付時間　９：00～17：00　土日休日を除く)

Ⅱ．議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、（株）東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記Ⅰ．のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

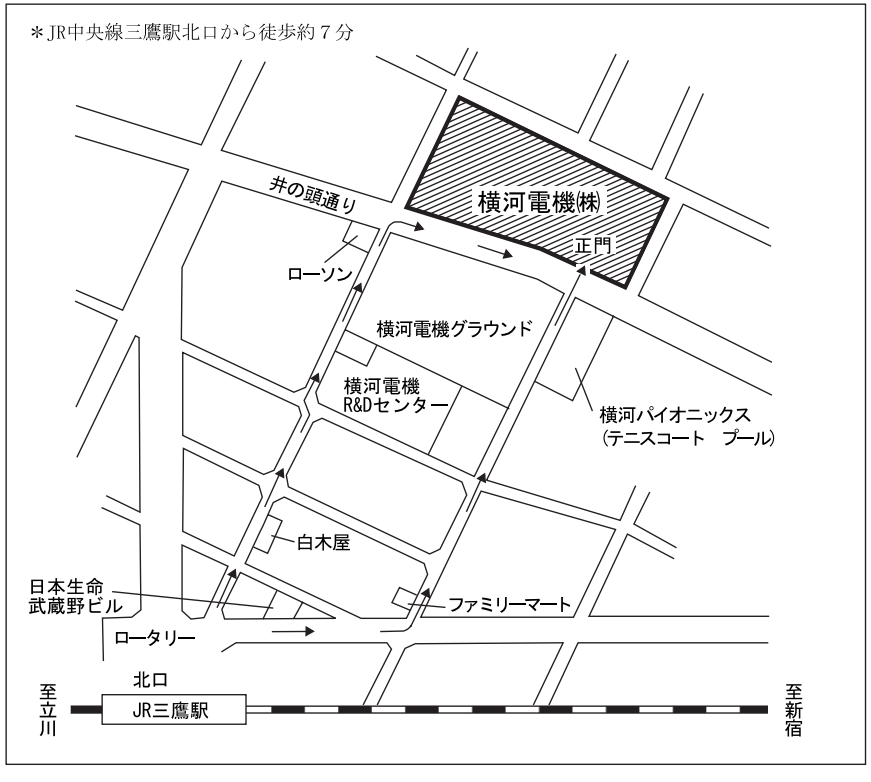

横河電機株式会社

〒180-8750 東京都武蔵野市中町二丁目９番32号

ＴＥＬ 0422-52-5530